

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 5 3 号
発行日 令和 7 年 3 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市こども発達支援施設の
設置及び管理に関する条例の
施行期日を定める規則の制定
(こども支援課)・・・1

○告 示

- ・福祉バス使用規程の一部改正
(社会福祉課)・・・2
- ・綾部市公共下水道供用開始告
示
(下水道課)・・・3
- ・令和 7 年 3 月綾部市議会定例
会招集告示
(総務課)・・・5

○公 告

- ・綾部市営住宅の入居者募集公
告
(建築課)・・・6
- ・森林法に基づく綾部市森林整
備計画変更の縦覧について
(林政課)・・・21
- ・公示送達
(市民・国保課)・・・22
- ・旧農業経営基盤強化促進法に
基づく農用地利用集積計画の
縦覧について
(農業委員会)・・・23
- ・公示送達
(税務課)・・・24
- ・国土調査法に基づく地図及び
簿冊の閲覧について
(都市計画課)・・・25
- ・6災第2901号市道梅迫島万線
道路災害復旧工事条件付一般
競争入札について

(監理課)・・・26

- ・公示送達

(税務課)・・・36

○選挙管理委員会告示

- ・令和 7 年 2 月 2 2 日執行予定
の綾部市十倉財産区議会議員
選挙における投票記載所の候
補者の氏名等の掲示の記載順
序を定めるくじを行う日時及
び場所
・・・37
- ・綾部市十倉財産区議会議員選
挙の期日及び選挙すべき議員
の数
・・・38
- ・令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾
部市十倉財産区議会議員選挙
における選挙長及び同職務代
理者の選任
・・・39
- ・令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾
部市十倉財産区議会議員選挙
において使用する選挙長の印
・・・40
- ・令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾
部市十倉財産区議会議員選挙
における街頭演説用標旗等の
配色
・・・41
- ・令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾
部市十倉財産区議会議員選挙
において用いる投票用紙の様
式
・・・42
- ・令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾
部市十倉財産区議会議員選挙
における投票管理者及び同職
務代理者の選任
・・・44

・ 令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾 部市十倉財産区議会議員選挙 における投票所	・ ・ ・ 45
・ 令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾 部市十倉財産区議会議員選挙 における選挙会の日時及び場 所	・ ・ ・ 46
・ 令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾 部市十倉財産区議会議員選挙 における開票の事務	・ ・ ・ 47
・ 令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾 部市十倉財産区議会議員選挙 における候補者 1 人当たりの 選挙運動に関する支出金額の 制限額	・ ・ ・ 48
・ 令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾 部市十倉財産区議会議員選挙 において当選した当選人の住 所及び氏名	・ ・ ・ 49
・ 令和 7 年 3 月定時登録におけ る選挙人名簿登録日について	・ ・ ・ 50

綾部市こども発達支援施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 号

綾部市こども発達支援施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を
定める規則

綾部市こども発達支援施設の設置及び管理に関する条例（令和 6 年綾部市条例第 4 3 号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市こども発達支援施設の設置及び管理に関する条例の施行期日は、令和 7 年 5 月 1 2 日とする。

綾部市告示第 5 号

福祉バス使用規程（昭和 5 7 年綾部市告示第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条の見出しを「（使用日時等）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 福祉バスの使用日数は、1 か月当たり 1 7 日（車検等整備を要する日を除く。）を上限とする。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、前 3 項に規定する使用可能日、使用時間及び 1 か月の上限日数を変更することができる。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第6号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

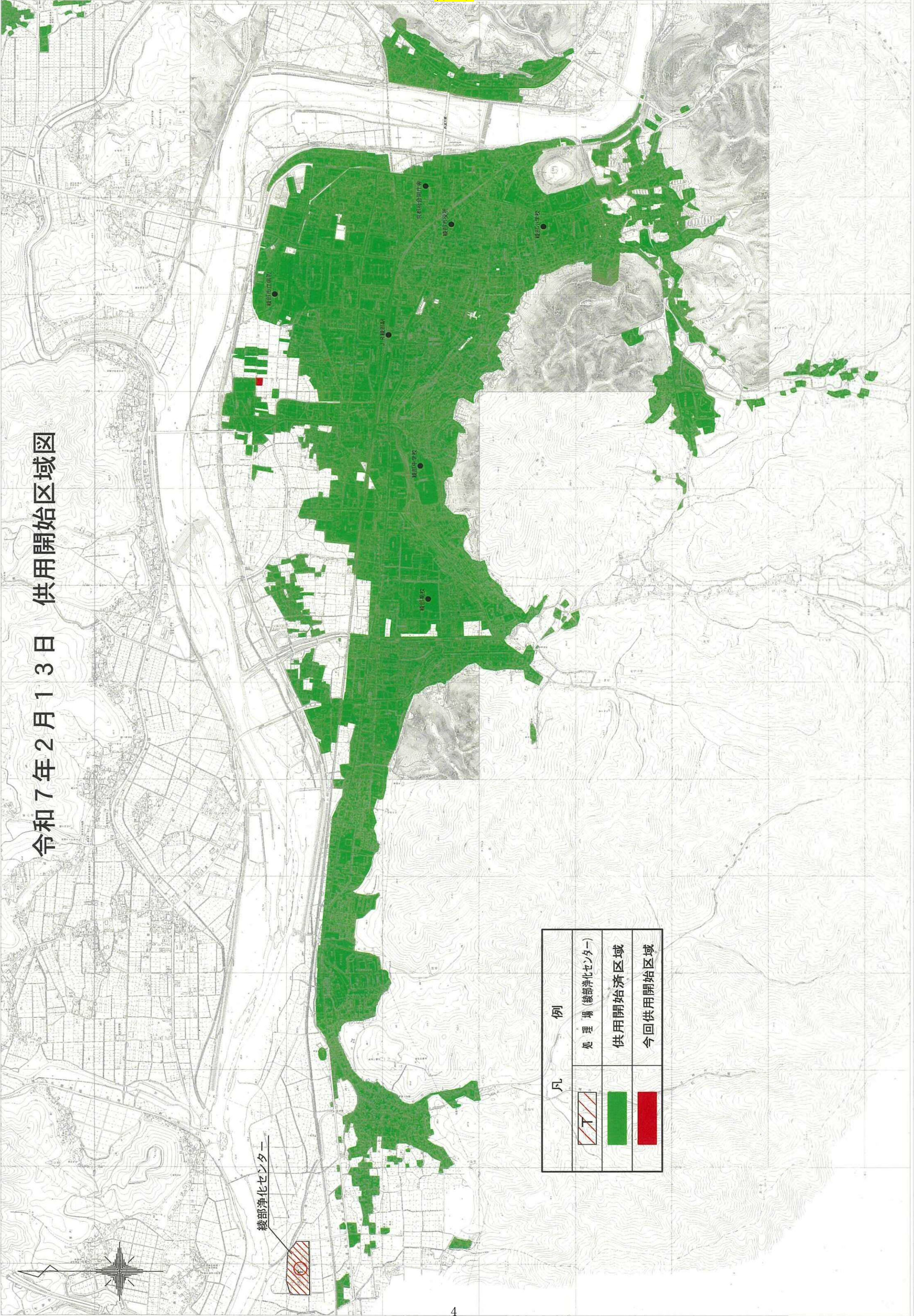
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和7年 2月13日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和7年 2月13日
- 2 下水を排除すべき区域 井倉新町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 井倉新町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和7年 2月13日
- 6 下水を処理すべき区域 井倉新町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和7年2月13日 供用開始区域図



綾部市告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 25 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 7 年 2 月 18 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 1 1 号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和 7 年 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集团地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集团地一覧

（ 1 L D K ：主に単身用・ 2 L D K ：世帯用）

団地名 (建設年)	所在地	構 造	間取り	募集戸数	家賃月額（円）
G R - VI 大 島 町 (平成 2 8 年)	大 島 町	軽量鉄骨造	2 L D K	1 戸	2 0 , 2 0 0 ~
ボヌール (平成 2 9 年)	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K	1 戸	2 0 , 9 0 0 ~
ボヌール (平成 2 9 年)	味方町	軽量鉄骨造	1 L D K	1 戸	1 5 , 8 0 0 ~
レ・フルール (平成 3 0 年)	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K	1 戸	2 0 , 8 0 0 ~

※今回の募集团地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

①入居期間は最長 2 0 年間となります。

②家賃の他に、共益費として毎月 6 , 0 0 0 円が必要です。

③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【 1 台につき毎月 3 , 0 0 0 円（税別）】

- ・ 公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
- ・ ペット等の飼育はできません。
- ・ 家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）から 2 月 2 8 日（金）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）から 2 月 2 8 日（金）まで ※土・日曜日を除く

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時まで（20・27 日（木）は午後 7 時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 42-3280（内線 333）
42-4284（直通電話）

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- （1）現に住宅に困窮している方。
- （2）市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- （3）申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- （4）申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- （5）申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- （6）申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

（その他）

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であること

が必要です（「同居人」は不可）。

③令和6年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和6年度課税証明書等（次項参照）

（1）給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和6年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	・令和6年度課税証明書 ・令和6年分源泉徴収票 <u>※両方提出してください。</u>
令和6年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和6年度課税証明書 ・給与支払証明書（別紙）
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	<u>※両方提出してください。</u>

（2）事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和6年1月1日以前から引き続き営業している方	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	・令和6年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）
令和6年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和6年度課税証明書 ・営業実績証明書（別紙）
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	<u>※両方提出してください。</u>

（3）年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和6年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	・令和6年度課税証明書
令和6年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し <u>※両方提出してください。</u>

（4）収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証または離職票
- ・退職証明書

④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

※18歳未満の方は、アルバイト等収入がある場合は提出してください。

⑤調査票

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方
令和6年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約
証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。
- (7) 自治会入会の同意書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違えば申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します（必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います）。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和7年4月4日（金）予定

10 入居可能日

令和7年5月1日（木）予定

11 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

（入居者の選考）

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- （1） 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- （2） 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- （3） 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- （4） 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。）
- （5） 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- （6） 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 180,000\text{円} = \underline{\underline{1,819,200\text{円}}}$$

なお、令和6年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和6年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

〔開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額（A）	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含みます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額＝1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額＝800,000円

同居親族（子）の年間所得金額＝0円

申込人の年間所得金額（合算）：1,600,000円＋800,000円＝2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

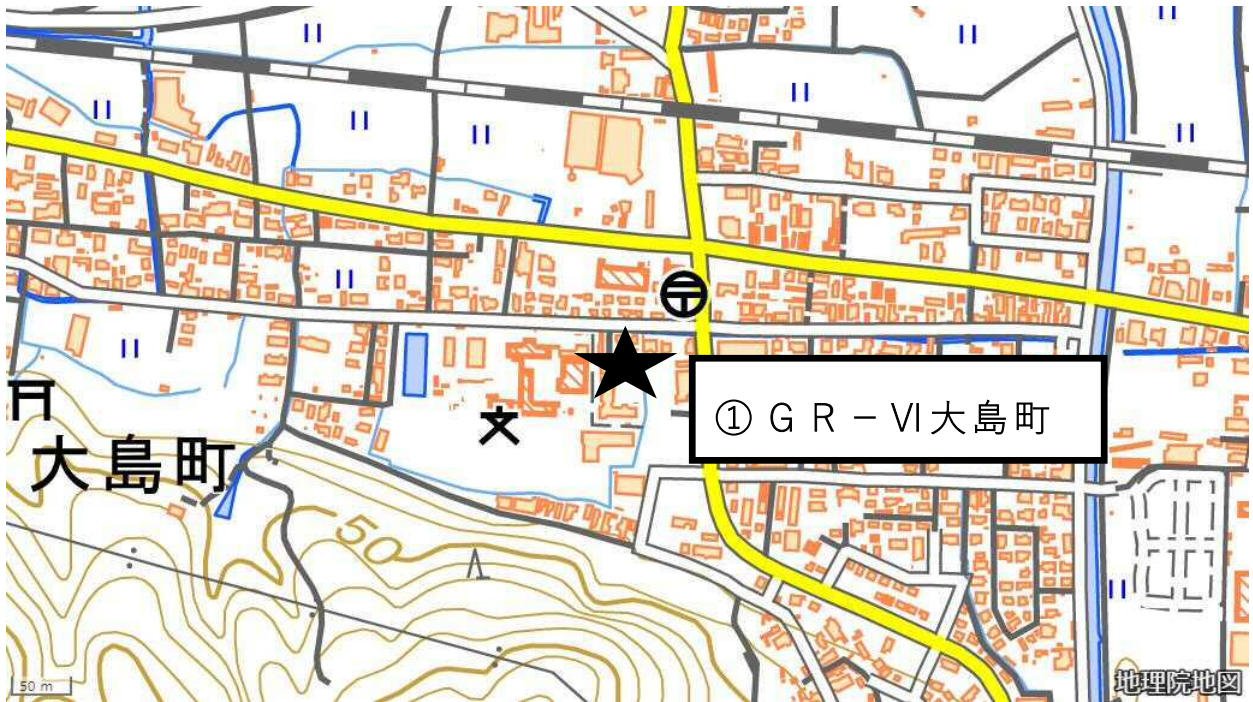
世 帯 区 分	要 件	必 要 書 類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	・70歳以上の方	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障 害 者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1人につき27万円
特 別 障 害 者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	1人につき40万円
寡 婦	年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方 ※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 ※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人の所得から最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

募集団地位置図

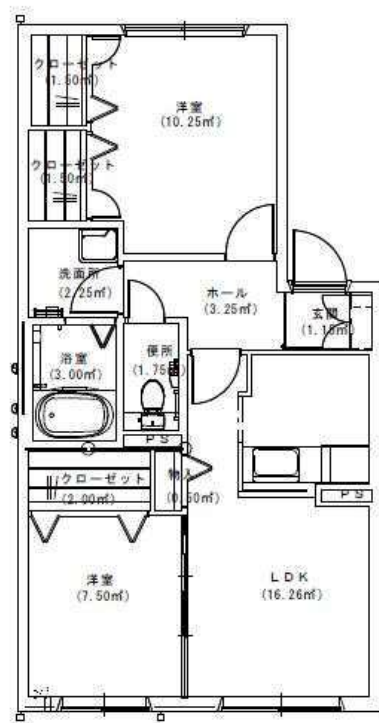
- ① GR-VI大島町（大島町）
- ② ボヌール（味方町）
- ③ レ・フルール（味方町）



募集団地間取図

募集団地間取図

GR-VI大島町（大島町）

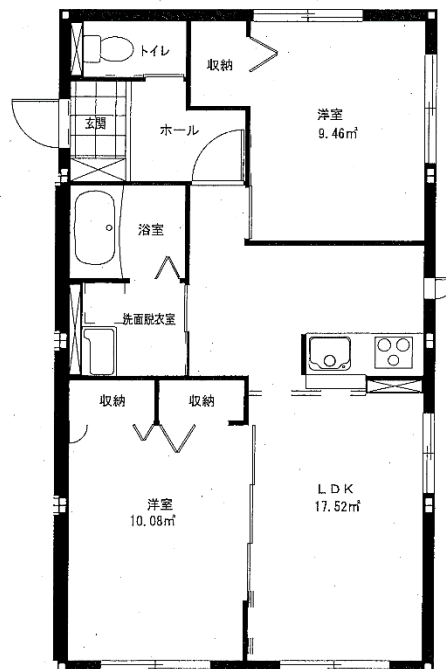


2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります

募集団地間取図

ボヌール（味方町）



2LDK 平面図

※代表的な間取図ですので、多少異なる場合があります

募 集 団 地 間 取 図

ポ ヌ ー ル （ 味 方 町 ）

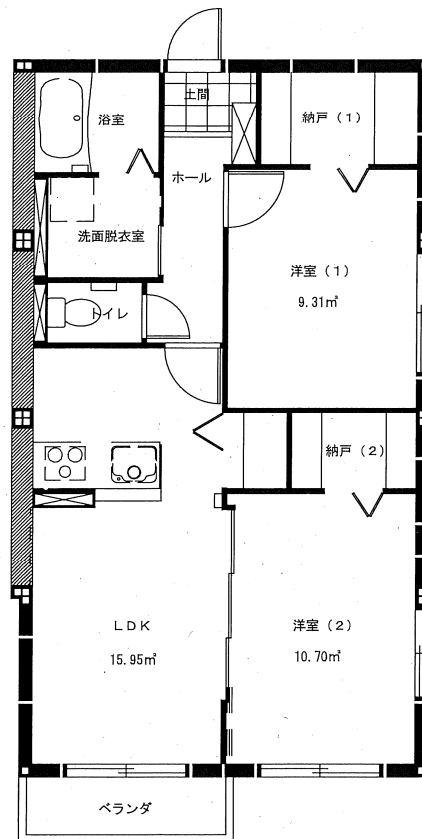


1 L D K 平 面 図

※代表的な間取図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

レ・フルール（味方町）



2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

綾部市公告第 12 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定により綾部市森林整備計画を変更したいので、同法第 10 条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項及び第 10 条の 5 第 7 項の規定により次のとおり公告し、当該計画の変更案を縦覧に供する。

なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、綾部市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 10 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市役所農林商工部林政課

2 縦覧期間

令和 7 年 2 月 10 日から令和 7 年 3 月 4 日まで

綾部市公告第 1 3 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 4 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 7 年 2 月 1 4 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第 1 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第16号

国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）第17条第1項の規定により、地図及び簿冊を作成したので一般の閲覧に供する。

令和7年2月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 閲覧の期間

令和7年3月1日（土）から令和7年3月27日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 閲覧の場所

日東精工アリーナ 談話室（令和7年3月1日（土）～3月3日（月））
綾部市役所建設部都市計画課（令和7年3月4日（火）～3月27日（木））

綾部市公告第 17 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、6 災第 2901 号 市道梅迫島万線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 2 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 506 139 号 |
| (2) 工 事 名 | 6 災第 2901 号 市道梅迫島万線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市中筋町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | $L = 15.0 \text{ m}$ $W = 3.2 \sim 3.4 \text{ m}$
コンクリートブロック積 $A = 41 \text{ m}^2$
小口止 $N = 2$ 箇所
取付工（石積） $A = 7 \text{ m}^2$
植生工（植生シート） $A = 49 \text{ m}^2$
工事用道路（敷砂利） $L = 6 \text{ m}$ |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 3 月 25 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで（7 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年2月25日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は720円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年2月28日（金）午前9時から午後6時まで

令和7年3月 3日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年3月 7日（金）から

令和7年3月10日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年3月12日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和7年3月17日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年3月18日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年3月19日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人			主 任 技 術 者		
1	(氏 名)			(氏 名)		
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	
3	(氏 名)			(氏 名)		
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	
4	(氏 名)			(氏 名)		
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	
5	(氏 名)			(氏 名)		
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	
5	(氏 名)			(氏 名)		
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

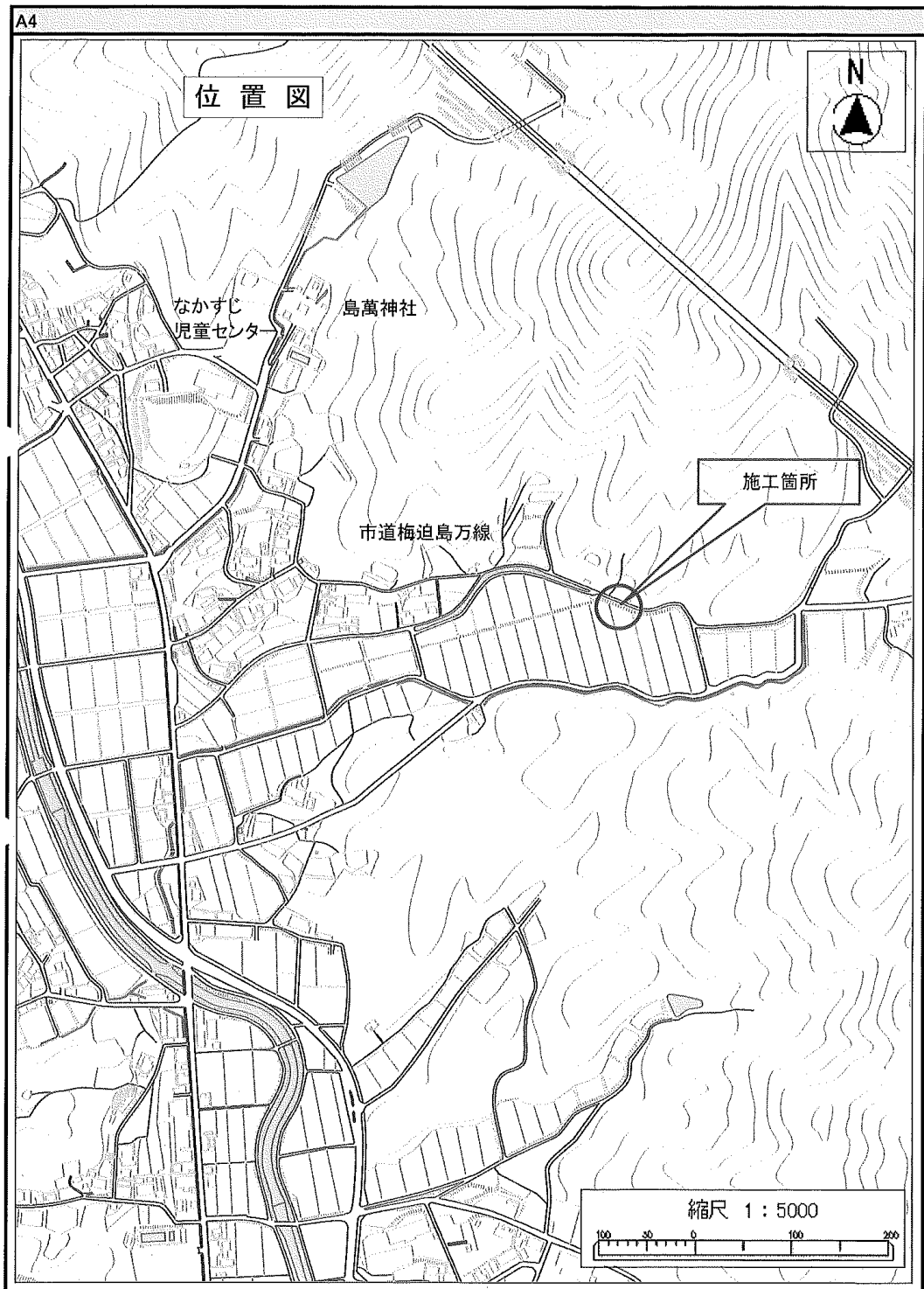
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 18 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 2 月 28 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第 1 号

令和 7 年 2 月 2 2 日執行予定の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の記載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

1 日 時 令和 7 年 2 月 1 7 日 午後 5 時 3 0 分

2 場 所 綾部市役所

綾部市選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法第 2 6 8 条の規定により行う綾部市十倉財産区議会議員選挙の期日及び選挙すべき議員の数を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 7 日

綾部市選挙管理委員会

委員長 中 田 誠 治

1 選 挙 日 令和 7 年 2 月 2 2 日

2 選挙すべき議員の数 8 人

綾部市選挙管理委員会告示第 3 号

令和 7 年 2 月 22 日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務
代理者を次のとおり選任する。

令和 7 年 2 月 17 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

1 選挙長

住 所 綾部市十倉志茂町竹ヶ鼻 7 番地
氏 名 渡 邊 眞 人

2 選挙長職務代理者

住 所 綾部市十倉志茂町宮ノ前 18 番地
氏 名 山 口 孝 司

綾部市選挙管理委員会告示第4号

令和7年2月22日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

令和7年2月17日

綾部市選挙管理委員会

委員長 中 田 誠 治



綾部市選挙管理委員会告示第5号

令和7年2月22日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

令和7年2月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

街頭演説用標旗	白地に黒文字
街頭演説用腕章	白地に黒文字
自動車乗員用腕章	白地に黒文字
自動車表示板	白地に黒文字
拡声機表示板	白地に黒文字

綾部市選挙管理委員会告示第6号

令和7年2月22日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和7年2月17日

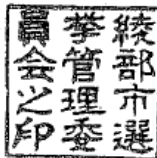
綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市十倉財産区議会議員選挙投票用紙

こう ほう しゃ し めい 候補者氏名	(注 意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	綾部市十倉財産区議会議員選挙投票 
---------------------------------------	---	---

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市十倉財産区議会議員選挙点字投票用紙

こう ほう しゃ し めい 候補者氏名	(注 意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	点字投票 綾部市十倉財産区議会議員選挙投票 
---------------------------------------	---	---

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市選挙管理委員会告示第7号

令和7年2月22日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任する。

令和7年2月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

1 投票管理者

住 所 綾部市十倉中町沼ヶ段41番地
氏 名 渡 邊 雄 策

2 投票管理者職務代理者

住 所 綾部市十倉中町張田55番地
氏 名 渡 邊 典 生

綾部市選挙管理委員会告示第 8 号

令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票所を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 7 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 施設の名称 十倉財産区公会堂
- 2 施設の所在地 綾部市十倉中町上川原 7 1 番地の 3

綾部市選挙管理委員会告示第9号

令和7年2月22日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

令和7年2月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

1 日 時 令和7年2月22日 午後9時00分から

2 場 所 十倉財産区公会堂

3 無投票の場合

(1) 日 時 令和7年2月22日 午後1時30分から

(2) 場 所 十倉財産区公会堂

綾部市選挙管理委員会告示第 10 号

令和 7 年 2 月 22 日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法第 79 条第 1 項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和 7 年 2 月 17 日

綾部市選挙管理委員会

委員長 中 田 誠 治

綾部市選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 7 年 2 月 2 2 日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における候補者 1 人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 1 7 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

9 3 4 , 6 0 0 円

綾部市選挙管理委員会告示第 12 号

令和 7 年 2 月 22 日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において当選した当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

令和 7 年 2 月 22 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

住 所	氏 名
綾部市十倉志茂町宮ノ前	渡 辺 均
綾部市十倉向町小松谷	馬 田 光 夫
綾部市十倉志茂町小仲	齊 藤 良 博
綾部市十倉中町張田	川 端 省 三
綾部市十倉中町上川原	渡 邊 逸 郎
綾部市十倉向町小松谷	馬 田 久 夫
綾部市十倉名畑町名畠	高 雄 規 彦
綾部市十倉名畑町正号	森 善 文

綾部市選挙管理委員会告示第13号

令和7年3月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和7年2月26日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

選挙人名簿の登録の日 令和7年3月3日